

市川市認定 地域猫活動団体「妙典 cat fellow net」規約

(名 称)

第1条 本会「妙典 **cat fellow net**」は、平成28年4月1日に設立し、市川市地域猫活動団体として平成28年6月6日に市川市環境部環境保全課に団体登録を認可された団体である。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、地域猫活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。具体的には、市川市妙典地区の地域猫の適切な管理のために、避妊手術をすることにより繁殖を抑えて、猫による様々な被害を防ぎ、近隣の住民の皆様のご理解を得ながら、限られた場所、時間帯に餌を与え、時間をかけて、避妊・去勢手術を実施し、また、捨て猫や虐待された猫たちの保護、里親探しを実施する。同時に、認知度の低いTNR活動（野良猫を捕獲し、避妊手術を受けさせ、元の場所に戻したり、里親に出す）と地域猫活動（TNR実施後、市認可団体として手術後の猫たちを管理する）について広く知っていただくことも当団体の大切な目的と言える。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) TNR活動（野良猫を捕獲し、避妊手術を受けさせ、元の場所に戻す）
- (2) 地域猫活動（TNR実施後の猫を近隣住人たちの理解を得つつ管理する）
- (3) 虐待されたり、捨てられたりした猫たちの保護、里親探しを実施する。
- (4) TNR活動、地域猫活動の普及のための他団体や近隣の住民組織とのネットワーク構築を目指していく。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、市川市妙典2-2-14 伊藤遊船事務所内 に置く。

(会 員)

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 2名

(選出の方法)

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、市川市認可団体としての節度ある風土を醸成する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、場合によってはその職務を代行する。

(3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(4) 監 事 会の会計監査を行う。

(任 期)

第8条 本会役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(財 政)

第10条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

(監査と報告)

第11条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(付 則)

この規約は、平成29年04月1日から実施する。